

三次市三次学校給食センター給食配送業務委託
実施要項

令和5年4月

三次市教育委員会

三次市三次学校給食センター給食配送業務委託 公募型プロポーザル実施要項（説明書）

三次市（以下「市」という。）では、令和5年9月から供用開始する三次市三次学校給食センター（三次市四拾貫町10145番地1）の配送業務を民間事業者へ委託することとし、その募集及び受託事業者の特定を公募型プロポーザル方式により実施する。

この実施要項は、基本となる必要な事項を定めたものであり、本要項と次の資料も一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称する。

- ・仕様書 : 市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの
- ・様式集 : 提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- ・添付資料 : 本業務に関する関係資料

1 委託業務名

三次市三次学校給食センター給食配送業務委託

2 目的

本委託業務は、教育の一環として学校給食の意義を理解し、給食を衛生的に管理し、安全かつ決められた時間内で各学校へ提供するための資質を備えた優れた民間事業者を選定することを目的とする。

3 対象施設

施設名	三次市三次学校給食センター
所在地	三次市四拾貫町10145番地1
給食受配校	小学校 12校 中学校 5校 計17校 (学校名、所在地は別紙1のとおり。)
配送食数	約3,500食/日
調理稼働日数	約200日/年
給食配送業務開始日	令和5年9月1日(予定) (注 令和5年8月に配送業務を試行(リハーサル)する。)

4 業務内容

具体的な業務内容は、「三次市三次学校給食センター給食配送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

5 業務委託計画履行期間

契約日の翌日から令和10年7月31日まで

6 受託事業者の特定

三次市三次学校給食センター給食配送業務プロポーザル審査委員会において、必要な審査を行い受託事業者の特定を行う。

7 応募資格

(1) 資格要件（全ての項目を満たしていること。）

- ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- イ 三次市内に本社・本店を有する。
- ウ 国税、市税等を完納している。（過去を含めて未納が無いこと。）

(2) 応募事業者の制限（全ての項目を満たしていること。）

ア 三次市の競争入札参加資格者名簿[業種：役務の提供（運送）]に登録されていること。

但し、三次市の一般競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、国土交通省の様式により、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書及び次の添付書類を添えて三次市教育委員会学校教育課に提出し、資格要件に該当すると認められた場合はこの限りでない。

【添付書類】

①	一般貨物自動車運送事業許可証、事業計画、運送約款、安全管理規定、運行管理者資格証
②	登記簿謄本
③	営業所一覧表（営業所を有する者）
④	委任状（代表取締役から支店長等に対する委任事項を証したもの）
⑤	使用印鑑届
⑥	直前1年に納付すべき法人税又は所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面
⑦	直前1年に納付すべき消費税及び地方消費税の納付済額を証する書面
⑧	三次市の市税等について滞納がないことを証する書面

※注 添付書類の内、④、⑤、⑧を除くものは、複写機による写しでもよい。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。

オ この公示の日から契約までの間いずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。

8 事業者募集等のスケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

(1)実施要項等の公表（公示）	令和5年4月25日（火）
(2)募集要項等に関する質問の受付期限	令和5年5月9日（火）
(3)質問に対する回答	令和5年5月16日（火）
(4)参加表明書提出期限	令和5年5月19日（金）
(5)参加資格確認結果の通知	令和5年5月23日（火）（発送）
(6)提案書の提出期限	令和5年5月31日（水）
(7)審査	令和5年6月上旬（予定）
(8)審査結果通知	令和5年6月上旬（予定）
(9)契約締結	令和5年6月中旬（予定）

(1) 応募書類等の公表（公示）

ア 本業務委託に関する業務要項等は、三次市ホームページで公表する。

イ 公表資料

- ・ 募集要領
- ・ 仕様書
- ・ 様式集
- ・ その他業務に関連する資料

※ 上記書類が必要な場合は、各自三次市のホームページからダウンロードすること。

三次市ホームページアドレス <https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付け、その回答は三次市ホームページにおいて行う。

ア 質問の提出方法

質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、FAX又は電子メールにより提出する。

FAX 0824-62-6184 (三次市教育委員会事務局直通)

電子メールアドレス gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

イ 受付期間

令和5年4月25日(火)～令和5年5月9日(火)午後5時まで

ウ 回答期日

令和5年5月16日(火)

(3) 参加表明書の提出

参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号)に必要な添付書類を添えて、次により提出すること。

ア 提出期限

令和5年5月19日(金)まで

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(但し、土・日、祝・祭日を除く。)

イ 提出先及び提出方法

三次市教育員会学校教育課学校教育係(三次市十日市中二丁目8番1号)に、直接持参により提出する。

ウ 提出書類

(7) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式第2号)

(イ) 様式第2号に記載する添付書類

エ 提出部数

正1部・副1部

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和5年5月31日(水)まで

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(但し、土・日を除く。)

イ 提出先及び提出方法

三次市教育員会学校教育課学校教育係(三次市十日市中二丁目8番1号)に、直接持参により提出する。

ウ 提出書類

(7) 提案書(様式第3号～様式第9号)

(イ) 見積書(様式第10号)

エ 提出部数

正1部・副5部

オ 提案書の書式

- (ア) A4版縦用紙，横書き，左閉じとし，ページ番号をつけること。
- (イ) 三次市三次学校給食センター給食配送委託業務に関する提案書及び事業者名・代表者名を記載した表紙をつけること。

カ 見積書（様式第10号）

- (ア) 見積書（様式第10号）に記載する委託料の金額は，取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。
- (イ) 見積金額の内訳について，経費負担の内訳（人件費，保健衛生費，現場経費，管理費等）が分かるよう任意様式により作成し，見積書（様式第10号）の後に添付すること。
- (ウ) 本業務の委託料の上限は，226，566千円（消費税等含）とする。
但し，令和5年度については，準備業務を含み29，566千円（消費税等含）を上限とし，令和6年度から令和10年度（令和10年度は，7月末迄。）の合計額は，197，000千円（消費税等含）を上限とする。
（※見積書（様式第10号）に，各年度別の見積額を記載すること。）

(5) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は，参加辞退届（様式第11号）を提出すること。

9 資格審査及び提案書の選考

三次市三次学校給食センター給食配送業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において，次の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い，総合的に最も優れた事業者の特定を行う。

(1) 審査方法

ア 参加資格審査

委員会は，応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により，この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し，資格不備の場合は失格とする。

イ 提案書評価審査

(ア) 提案内容の基礎審査

委員会は，提案書類等に記載された内容が，次の項目を満たしていることを確認し，次の項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には，失格とする。

- ・ 提案書全体について，同一事項に対する二通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・ 提案書全体について，様式に沿った構成（項目の構成等）となっていること。

- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

(2) 審査方法及び審査基準

ア 審査方法

審査委員会を開催し，提出された提案書の書面審査を行う。なお，提案者からの公開ヒアリングは行わない。

イ 審査基準

審査基準は次の項目によるものとし，評価点については，次のとおり100点満点で評価するものとする。

I 企業評価（配点10点）

評価項目	評価の観点	評価対象資料等
1 業務実績・企業理念	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務受託実績 ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義に対する理解度 	様式第4号 様式第5号
2 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故・車両の不具合・配送員の体調不良等発生時の対処体制 ・賠償責任保険等の損害賠償制度の加入状況 ・災害時対応 	様式第6号

II 提案書評価（配点40点）

評価項目	評価の観点	評価対象資料等
1 人員配置体制 研修計画，移行準備等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人数，組織体制 ・業務責任者等の配置 ・従事者採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 ・従事者に対する指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画 	様式第7号 様式第9号
2 衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・指導，検査体制 ・従事者の健康管理対策 	様式第8号

Ⅲ コスト評価（配点50点）

評価項目	評価の観点	評価対象資料等
1 受託コスト	・見積金額，経費負担内訳	様式第10号

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募事業者全てに通知するとともに、三次市ホームページで公表します。

(4) 選定委員，関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（公募に関する質問等，正当な行為を除く。）を禁じる。

接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

(5) その他

審査の結果，適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし，再募集を行う場合がある。

10 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

ア 学校給食法，労働基準法等の労働関係法令，その他関連法規等

イ 学校給食衛生管理基準（文部科学省），大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省），その他関連要綱等

ウ 貨物自動車運送事業法，道路運送車両法，その他業務遂行に必要な関連法規等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

ア 受託事業者は，委託業務完了報告書を提出し，市による業務履行確認を経た上で，当該月分の委託料を市に請求することができる。なお，市が事業者を支払う各月の委託料の額は，各年度委託契約金額をその年度の契約月数で除した額（ただし端数は3月分で調整）とする。

イ 委託料は，令和5年9月分を初回として，月ごとに支払を行う。

ウ 市は，所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払う。

(3) リスク分担方針

業務契約締結後の三次市教育委員会と受託者の主なリスク分担方針は，次のとおりと

する。なお、これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
業務の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	受託者の理由によるもの		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	市の指示によるもの	○	
	受託者の要求によるもの		○
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
財産損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

11 業務委託実施に関する事項

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合、又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。受託者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

(2) 市の債務不履行の場合

ア 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託者は、契約を解除することができる。

イ アの場合に置いて、受託者が契約を解除した場合、受託者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び受託者双方により業務継続の可否について協議することとする。

一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は契約を解除できる。

(4) 市による本委託業務の実施状況の評価

- ア 市は、寄託者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行うこととする。
- イ 評価の結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことができる。

12 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

三次市教育委員会 学校教育課 学校教育係

電 話 0 8 2 4 - 6 2 - 6 3 4 4

F A X 0 8 2 4 - 6 2 - 6 2 8 8

電子メールアドレス gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

業務対象校(受配校)

No	学校名	所在地	備考
1	河内小学校	三次市小文町173番地1	ランチルーム有
2	三次小学校	三次市三次町1851番地1	
3	栗屋小学校	三次市栗屋町2346番地2	ランチルーム有
4	十日市小学校	三次市十日市中四丁目9番1号	
5	八次小学校	三次市島敷町1725番地1	
6	酒河小学校	三次市西酒屋町804番地1	
7	清河小学校	三次市清河町580番地1	ランチルーム有
8	神杉小学校	三次市高杉町1684番地1	ランチルーム有
9	田幸小学校	三次市大田幸町1600番地1	ランチルーム有
10	和田小学校	三次市向江田町3363番地6	ランチルーム有
11	川地小学校	三次市下川立町503番地1	ランチルーム有
12	川西小学校	三次市三若町2652番地	ランチルーム有
1	三次中学校	三次市三次町1731番地1	
2	十日市中学校	三次市十日市中四丁目2番2号	
3	塩町中学校	三次市大田幸町10541番地2	
4	川地中学校	三次市下川立町475番地8	
5	八次中学校	三次市島敷町1860番地1	

※小学校12校，中学校5校 計17校